

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03. 02、03. 03、03. 04、03. 06、03. 07、03. 08）
- ・穀物（10. 06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ブタクロールに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

W T O 事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02. 01、02. 02、02. 03、02. 04、02. 05、02. 06、02. 07、02. 08、02. 09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03. 02、03. 03、03. 04、03. 06、03. 07、03. 08）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04. 01、04. 07、04. 08、04. 09）
- ・動物性生産品（05. 04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07. 01、07. 02、07. 03、07. 04、07. 05、07. 06、07. 07、07. 08、07. 09、07. 10、07. 13、07. 14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08. 02、08. 04、08. 05、08. 06、08. 07、08. 08、08. 09、08. 10、08. 11、08. 14）
- ・茶、マテ及び香辛料（09. 02、09. 03、09. 04、09. 05、09. 06、09. 07、09. 08、09. 09、09. 10）
- ・穀物（10. 01、10. 02、10. 03、10. 04、10. 05、10. 06、10. 07、10. 08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12. 01、12. 02、12. 05、12. 07、12. 12）
- ・動物性の油脂（15. 01、15. 02、15. 06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の

規格基準の一部を改正し、食品中の農薬エトフェンプロックスに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

W T O事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02. 01、02. 02、02. 03、02. 04、02. 05、02. 06、02. 07、02. 08、02. 09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04. 01、04. 07、04. 08、04. 09）
- ・動物性生産品（05. 04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07. 01、07. 02、07. 03、07. 04、07. 05、07. 06、07. 07、07. 08、07. 09、07. 10、07. 13、07. 14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08. 01、08. 02、08. 03、08. 04、08. 05、08. 06、08. 07、08. 08、08. 09、08. 10、08. 11、08. 14）
- ・茶、マテ及び香辛料（09. 02、09. 03、09. 04、09. 05、09. 06、09. 07、09. 08、09. 09、09. 10）
- ・穀物（10. 05、10. 06）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12. 01、12. 07、12. 12）
- ・動物性の油脂（15. 01、15. 02、15. 06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬スピネトラムに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.06、02.07、02.09）
- ・酪農品及び鳥卵（04.01、04.07、04.08）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の動物用医薬品プラレトリンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

意見提出不可